

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年3月9日
管理表No.	0209-50 改訂00

項目	コメント内容
汚染の拡大防止 (第20条)	別添 I P33(1.11) (PDF40)に記載のある「廃水が浸透し難いエポキシ樹脂系塗料にて塗装する」の廃水について、具体的に想定されものを説明すること。

(回 答)

使用済燃料貯蔵施設では、平常時には液体の放射性廃棄物は発生しない。ただし、搬入した金属キャスク等の表面に法令に定める管理区域に係る値を超える放射性物質が検出された場合は、除染を行い、除染に使用した水や除染液の液体廃棄物及びウエス等の固体廃棄物が発生し、これらはドラム缶に封入して廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。(放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針 別添 I P2.4-2 (PDF66) 参照)

廃水は、ドラム缶に保管廃棄している液体廃棄物がドラム缶より漏れ出たものを想定している。

以 上